

## 本事業の業務実施体制図

### 1. 統括責任者及び各業務責任者の設置

本事業の業務実施に当たっては、「設計・建設期間」「維持管理・運営期間」において統括責任者を配置するとともに、設計、建設、工事監理、維持管理、運営、駐車場の各個別業務の業務責任者を配置し、市への各種報告・調整を適切に行うこととする。

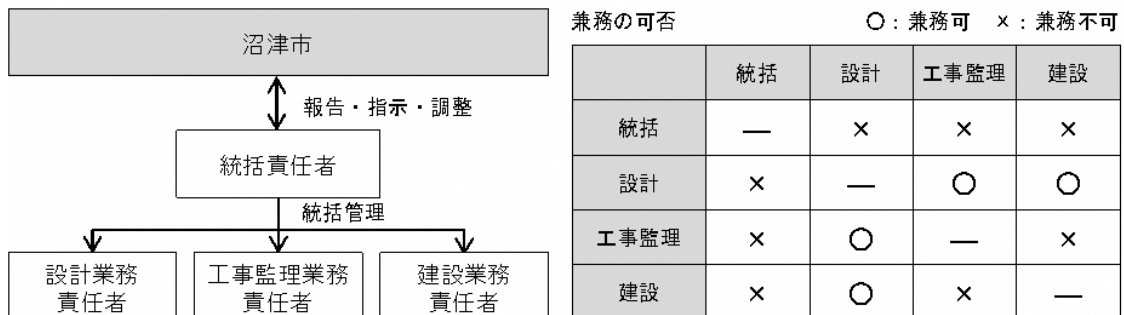
統括責任者は、各個別業務の業務責任者が兼務することは認めないが「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」で同一の者を配置することは可能とする。

また、統括責任者は、原則として構成員から選出することとし、事前に市に書面で届け出ること。

### 2. 各業務期間における実施体制（責任者）

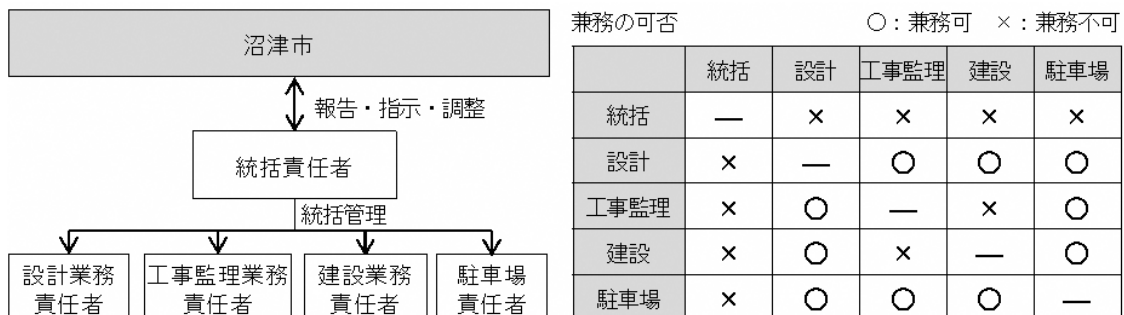
#### (1) 設計・建設期間（新駐車場（立体部）供用開始前）

設計・建設期間中は、「統括責任者」、「設計業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「建設業務責任者」を任命し、統括責任者が各業務を統括管理する。



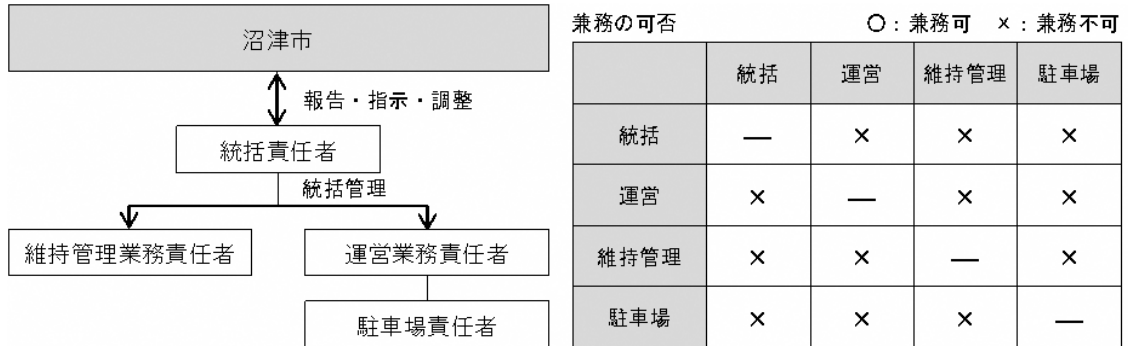
#### (2) 設計・建設期間（新駐車場（立体部）供用開始後）

新駐車場（立体部）の供用開始後は、「統括責任者」、「設計業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「建設業務責任者」に加え、「駐車場責任者」を任命し、統括責任者が各業務を統括管理する。



(3) 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中は、「統括責任者」、「維持管理業務責任者」、「運営業務責任者」、「駐車場責任者」を任命し、統括責任者が各業務を統括管理する。



兼務の可否 ○：兼務可 x：兼務不可

	統括	運営	維持管理	駐車場
統括	—	x	x	x
運営	x	—	x	x
維持管理	x	x	—	x
駐車場	x	x	x	—